中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書 に対する関係市町長意見(常滑市長意見、知多市長意見、 美浜町長意見) 愛知県知事様

常滑市長 片 岡 憲



中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について(回答)

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会ありました見出しのことにつきまして、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1. 市民の生活環境に十分な配慮をするとともに、環境保全に万全を期すること。
- 2. 市民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、適正な反映に努めること

担 当 環境経済部生活環境課 電 話 0569 - 35 - 5111 (内線 143)



愛知県知事 様

知多市長 宮 島 壽



中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会のありましたこのことについて、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮するとともに、適切に調査し、確実性の高い予測及び評価を実施すること。
- 2 今後選定される具体的な埋立地の形状、埋立工法については、環境保全上の観点からの選定理由をわかりやすく示すこと。
- 3 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を 行うこと。
- 4 埋立工事(護岸工事含む。)に伴い、海水の濁りにより海生生物への影響が懸念されることから、調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り低減すること。特に、新舞子海岸で確認されているスナメリやアカウミガメ等への影響を低減すること。
- 5 陸上輸送による工事用資材等の搬出入がある場合には、道路沿道への影響が懸念されることから騒音、排ガスを低減するよう十分配慮すること。また、工事関係車両の通行計画の作成に当たっては、西知多産業道路及び国道155号から事業実施場所への出入口交差点付近は、朝・夕の時間帯の通行車両が多いため、十分配慮すること。
- 6 文献その他の既存資料による調査のほか、現地調査を実施し、最新の調査結果

を用いて環境影響評価に努めること。

7 準備書の作成に当たっては、市民にわかりやすい図書となるよう努めること。

(連絡先 環境政策課 電話0562-36-2660 (直通))



美環発第295-2号 平成29年 7月 7日

愛知県知事 様

知多郡美浜町長 神 谷 信



中部国際空港沖公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について(回答)

平成29年5月31日付け29環活第40-3号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 環境影響評価方法書における水質を始めとした調査地点について、必要に 応じ追加すること等により、海流の下流部にあたる美浜町の沿岸・沖合にお ける影響をより適切に予測及び評価すること。
- 2 海岸の状態、特に海岸の砂のつき方の変化について、中部国際空港ができ た現状と本事業による新たな埋立地の存在による影響を比較して、環境影響 を評価すること。
- 3 埋立地に搬入予定の土砂については、適宜、水底土砂に係る判定基準に適合していることを検査すること。
- 4 準備書の手続きにおいて町内での説明会を行うなど、地元への説明を十分に行うこと。
- 5 今回の埋立事業は漁場環境等への影響が懸念されることから、地域住民の 意見を最大限に取り入れて、環境影響評価を行うこと。

担 当 経済環境部環境保全課

電 話 0569-82-1111 (内線 216·217)

FAX 0569-82-5423

メール kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp

爱知県 29.7.-7 29環活第40-7号